

4月から

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」という。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産（死産、流産、早産された方を含む）をいいます。

- 対象者 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方
- 届出時期 出産予定日の6カ月前から
※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。
- 届出先 役場町民課戸籍年金係
- 添付書類
 - ①出産前に届書の提出をする場合…母子健康手帳など
 - ②出産後に届書の提出をする場合…出産日は町で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類
 ☆届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
- 施行日 平成31年4月1日

4月から、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) から届出用紙のダウンロードが可能になる予定です。



【問い合わせ】
町民課戸籍年金係
☎ 85-6129



Q & A よくあるご質問

- Q1** 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？
A1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除となります。
- Q2** 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？
A2 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- Q3** 産前産後期間は、付加保険料を納付することができますか？
A3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。
- Q4** 出産後に届出することはできますか？
A4 できます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4カ月間となります。
- Q5** 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？
A5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

第6次白鷹町総合計画 まちづくり町民会議 ふりかえりルポ vol.2

第4回 日時：12月18日（火）午後7時～9時
場所：中央公民館 3階 大会議室

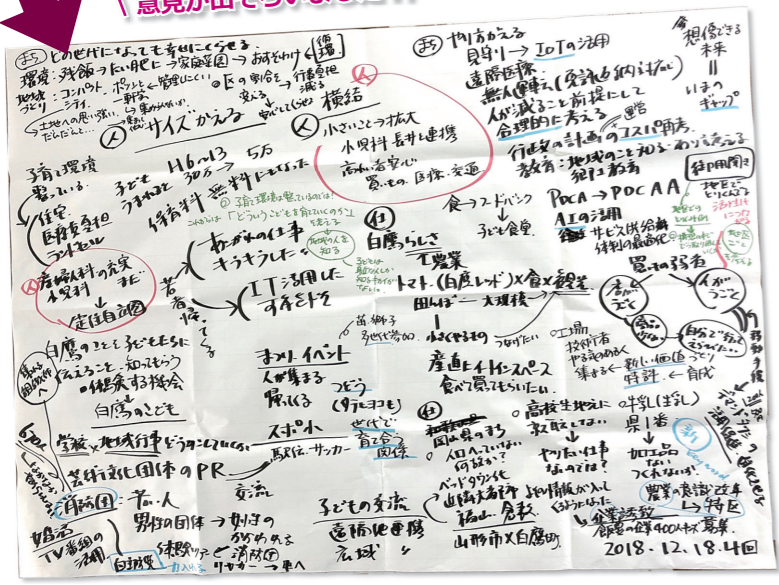
今年度、町では今後のまちづくりの基本的な方向性を示す新たな総合計画の策定に向け、地域力創造アドバイザー（総務省制度）の前神有里さんを招き、広く町民の皆さんの意見を伺うための「まちづくり町民会議」を開催しています。

第4回会議では、これまでの会議から見てきた人口政策の視点、白鷹町の強みや弱み、今後取組んでいきたいことなどを踏まえ、「まち」「ひと」「しごと」の3つのテーマに分けた「大事なこと」について意見を出し合いました。

地区ごとの未来を考え、「私はここでどう生きていきたいのか」「人口が簡単に増えないことを前提に、適したサイズへ見直してみる」など、「どの年代になっても幸せに暮らせるまち」に向けたさまざまな意見が出されました。



今回も紙面いっぱいの意見が出そろいました！



ふりかえりインタビュー（参加者の声）

ワークショップではさまざまな分野の意見をお聞きすることができ、見聞が広がります。一方で、町職員でありながら概要を説明できない事業などもあり、改めて町のことをより詳しく発信できるように努めたいと考えるようになりました。4回の会議を終えた今、この先10年後、20年後の白鷹町を想像できるよう計画の柱や、キャッチフレーズが決まりそうでワクワクしています。

会議で取り上げるテーマは深刻な難題ばかりですが、皆さんとの意見交換を通して町の良いところがたくさん見えてきました。また、保育者の立場として、町の宝である子供たちが夢を持って笑顔で生きていけるような町にするため、自分には何ができるのかを考えさせられています。今後は今回のワークショップのように、町の若い人や子育て中のお母さんたちの意見も聞いてみたいです。



町職員 木村真弓さん

会議には、各分野で活躍されているさまざまな年代の町民の皆さん15人に加え、町職員18人が参加しています。



委員（町民） 山本幸子さん